

障害者権利条約に関する一考察

(その9)

文化体育部長 久保 親志

21世紀的権利へ

障害者権利条約批准国が、2009年3月現在で51カ国(選択議定書を共に批准した国は30カ国)になりました。我が国もいよいよ批准(締約)の時が待たれるものです。本条約において、「一般的義務」として、障害に基づくあらゆる差別(①直接差別②間接差別③合理的配慮を行わないこと)がなく、すべての障害がある人のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し促進すべきことを定めています。

また、身体的自由、拷問の

禁止等の「自由権的権利」及び教育、労働などの「社会権的権利」について批准国がとるべき措置を規定しています。分かり易くいえば、基本的人権は大別すると今まで二つに分けられて来ました。

それは、自由権(個人の自由が国家権力の干渉・介入を受けることのない権利)と社会権(個人の生存、生活の維持・発展に必要な諸条件を確保するために、国家に積極的な配慮を求める権利の総称)です。

よく社会権は、「20世紀的権利」と呼ばれています。20世紀になると、資本主義の発

達と共に労働者の貧困や失業が増加して来ました。

そこで、「誰もが人間らしく生きる権利を基本的人権として保障し、国家も国民の生活を守り向上させるために積極的に配慮することが必要である」との考えが浸透しました。

こうして社会権が確立されて来たのです。社会権を最初に明文化した憲法が、1919年に制定されたドイツの「ワイマル憲法」です。

我が、「日本国憲法」にも、第25条「生存権」、第26条「教育を受ける権利」、第27条「勤労の権利」、第28条「勤労者の団結権」が社会権として規定されています。

昨今、この社会権が大きく揺らいでいることは、由々しき社会問題です。

さて、本条約では、自由権と社会権の「二分論」をまとめた形、いわゆる「包括モデ

ル」になっていることは前述しました。

私は、本条約の包括モデルこそが「21世紀的権利」そのものではないかと考えます。

何故ならば、障害のない人にあたりまえに保障されている権利を障害のある人にも平等に保障しているからです。

逆にいえば、障害のある人に特別の権利を与えるものではなく、同じ人間なのに、障害があるゆえに、人権を考慮せず「実質的不平等」が、もたらされている現状を解消するための条約だからです。

また、真にこの条約を批准するには、関連法規を変えるだけでなく、国民の意識も変える必要があると思います。

この趣旨をおさえて、次に、第27条「労働及び雇用」の条文を見てみることにします。この条文は全2項から構成されています。

労働及び雇用とは

第27条1項の柱書きに、「締約国は、障害のある人に対し、他の者との平等を基礎として、労働についての権利を認める。この権利には、障害のある人にとって開かれ、インクルーシフで、かつ、アクセシブルな労働市場及び労働環境において、障害のある人が自由に選択し又は引き受けた労働を通じて生計を立てる機会についての権利を含む。締約国は、特に次のことのための適切な措置(立法措置を含む。)をとることににより、障害のある人(雇用の過程で障害を持つこととなった者を含む。)のために労働についての権利の実現を保障し及び促進する」と規定されています。(川島聡・長瀬修仮訳2008年5月30日付)

次に、政府の「公定訳文案」

と比較してみます。

第27条1項「締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適切な措置(立法によるものを含む。)をとることににより、労働についての障害者(雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。)の権利が実現されることを保障し、及び促進する」となっています。(外務省公定訳文案2009年3月3日付)

比較することによって、条文解釈が分かりやすくなると思います。

この条文は、障害のある人のために特別の雇用の場を与えるのではなく、様々なバリアを取り除き、合理的配慮を行うことによって、障害のある人が通常の労働市場や労働環境において平等な権利として労働や雇用に参加する、ということが基本原則として強く求められていると解します。

また、「労働についての権利の実現を保障し及び促進する」ために、(a)から(k)までの全11項にわたり締約(批准)国に「適切な措置」をとるよう求めているのです。

2項では、「締約国は、障害のある人が奴隷状態又は隷属状態に置かれないうこと及び強制的又は義務的労働から他の者との平等を基礎として保護されることを確保する」ことを求めています(川島・長瀬仮訳)。

この箇所は、障害のある人

が「奴隷状態」又は「義務的労働」及び「強制的労働」などの状態に置かれないうことを保護している条文です。

第2項の根拠条文は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)第8条1項から3項です。

1976年に発効し、日本は1979年6月に批准しています。その内容は日本国内でも日本国憲法と共に高位の人権規範として法的効力をもつものです。

(つづく)

参考文献「東俊裕・監、DPI日本会議・編『障害者の権利条約でこう変わる Q&A』解放出版社、長瀬修・東俊裕・川島聡・編『障害者の権利条約と日本―概要と展望』生活書院、」。